

改 正 後	改 正 前
<p><u>給与法第11条の3関係</u></p> <p>官署の分室、分場その他これに類するもので当該官署とその所在地を異にするもの（以下「分室等」という。）に在勤する職員に対する地域手当の支給は、当該分室等の所在する地域の級地及び割合によるものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p><u>給与法第11条の3並びに規則9-49第2条及び附則第2条関係</u></p> <p>1 官署の分室、分場その他これに類するもので当該官署とその所在地を異にするもの（以下「分室等」という。）に在勤する職員に対する地域手当の支給は、当該分室等の所在する地域の級地及び割合によるものとする。</p> <p>2 <u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3第2項各号に定める割合は、平成30年3月31日までの間は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号。以下「平成26年改正法」という。）附則第10条の規定により読み替えられており、同項及び人事院規則9-49（地域手当）（以下「規則9-49」という。）第3条の規定による級地に係る割合については、規則9-49附則第2条の規定によるものとされている。</u></p>
<p><u>給与法第11条の5関係</u></p> <p>この条（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）第8条第2項の規定により読み替えられる場合を含む。）の「人事院の定めるもの」は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 指定職俸給表の適用を受ける職員で、国立ハンセン病療養所に勤務する医師又は歯科医師であるもの</p> <p>二 任期付職員法第7条第1項に規定する特定任期付職員で、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員又は前号に掲げる職員に相当する職員として人事院事務総長が認めるもの</p> <p>(削る)</p>	<p><u>給与法第11条の5及び規則9-49附則第3条関係</u></p> <p>1 この条（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）第8条第2項の規定により読み替えられる場合を含む。）の「人事院の定めるもの」は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 指定職俸給表の適用を受ける職員で、国立ハンセン病療養所に勤務する医師又は歯科医師であるもの</p> <p>二 任期付職員法第7条第1項に規定する特定任期付職員で、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員又は前号に掲げる職員に相当する職員として人事院事務総長が認めるもの</p> <p>2 <u>給与法第11条の5の規定による割合については、平成30年3月31日までの間は、平成26年改正法附則第10条の規定により読み替えられており、規則9-49附則第3条の規定によるものとされている。</u></p>

給与法第11条の7第1項関係

- 1 この条の第1項の「地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動」とは、異なる地域、官署又は空港の区域に在勤することとなることをいう。この場合において、「在勤する」については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3、第11条の4、第11条の6及び第11条の7関係の規定の例による。
 - 2 この条の第1項ただし書の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。
 - 一 （略）
 - 二 この条の第1項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員が特別移転官署（人事院規則9-49（地域手当）（以下「規則9-49」という。）第11条第1項第1号に規定する特別移転官署をいう。以下同じ。）から当該特別移転官署の所在する地域に所在する他の官署に異動したとき又は当該官署から当該特別移転官署に異動したとき。
 - 三 （略）
- 3～6 （略）

給与法第11条の7第1項関係

- 1 この条の第1項の「地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動」とは、異なる地域、官署又は空港の区域に在勤することとなることをいう。この場合において、「在勤する」については、給与法第11条の3、第11条の4、第11条の6及び第11条の7関係の規定の例による。
 - 2 この条の第1項ただし書の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。
 - 一 （同左）
 - 二 この条の第1項本文に規定する異動等の日から2年を経過するまでの間に職員が特別移転官署（規則9-49第11条第1項第1号に規定する特別移転官署をいう。以下同じ。）から当該特別移転官署の所在する地域に所在する他の官署に異動したとき又は当該官署から当該特別移転官署に異動したとき。
 - 三 （同左）
- 3～6 （同左）